

**地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）に係る補助事業者の募集について
（公募要領）**

平成26年7月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）の交付の決定を受けて事業を実施する者の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業））交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

公募要領目次

1. 事業の目的
2. 補助金の要件について
3. 補助金の内容について
4. 補助事業者の選定について
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募の方法について

○留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助事業の完了について
4. その他

1. 事業の目的

○本事業では、温泉発電事設備を整備する事業に対して支援をすることにより、地球温暖化対策の強化と温泉発電の自立的かつ速やかな普及を目的としております。

○本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は「留意事項等について」をご確認ください。）

・ 事業開始は、交付決定日以降となります。

・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

・ 補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと）しようとする場合は、あらかじめ環境省に申請を行い、承認を受ける必要があります。

・ これらの義務が十分果たされないときは、当省より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2. 補助金の要件について

（１） 交付の対象となる事業の要件

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第４条第１項第６号アに規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

ア 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。

イ 温泉施設においては、温泉法（昭和２３年法律第１２５号。以下「法」という。）第１５条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第１５条の適用を受けない施設においては、この限りでない。

ウ 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第１４条の２の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第１４条の５の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。

エ 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。

オ 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。

3. 補助金の内容について

(1) 補助金の交付額

補助金の交付額は、

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 交付要綱に掲げる補助対象経費と環境大臣が定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 前号で選定された額と、第1号により算出された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - ア 政令市未満の市町村、政令市未満の市町村により設立された組合の場合
3分の2
 - イ 事業実施者がア以外の場合
2分の1

(2) 補助事業者

補助事業者は下記のとおりとする。

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣が適当と認める者

(3) 事業期間

補助事業期間は、原則として単年度とします。

(4) 補助事業の経理等

補助事業に関する経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。

また、帳簿及び全ての証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。

4. 補助事業者の選定について

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。

ア 内容及び必要な資料の有無等について書面審査を行います。

イ アの書面審査を通過した提案について、環境省及び外部有識者で構成する審査委員会において審査を実施します。審査委員会により補助事業者を選定し、予算額の範囲内において補助金の交付を内示します。なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合がありますのでご了承ください。審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

(3) 審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費です。

＜補助対象経費＞

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

(2) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。なお、補助事業者が地方公共団体の場合は、地域住民等による設備の見学をすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

(3) 二酸化炭素の削減量等の把握及び情報提供

補助事業者は、補助事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(4) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、二酸化炭素の削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

6. 応募の方法について

(1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子データ（DVD-R）を、公募期間内に持参又は郵送により環境省に提出していただきます。提出物は、宛名面に「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成26年7月25日（金）から平成26年9月12日（金）17時必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募に必要な書類

・応募申請書【様式1】

（民間団体の場合は、次の書類を添付してください。法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去2年程度の事業報告及び決算報告（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告）を添付してください。）

・事業実施計画書

（補助事業の実施に関する計画を記載してください。）

【様式】

地方公共団体の場合	様式2-1
民間団体の場合	様式2-2

・経費内訳【様式3】

【様式】

地方公共団体の場合	様式3-1
	様式3-2
民間団体の場合	様式3-3

② 提出部数

①の書類（紙）を5部、これを保存したコンパクトディスク（1部）を提出してください。

ただし、添付書類である法人の定款又は寄付行為、法人の概要が分かる説明資料、過去2年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画（案）及び収支予算（案））については、書類（紙）のみの提出でも結構です。

(4) 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

(5) 提出方法

持参又は郵送してください。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと）。

(6) 応募に関する質問

○ 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

環境省地球環境局地球温暖化対策課

FAX：03-3581-3351

E-Mail：chikyu-ondanka@env.go.jp

○ 受付方法

電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合せには対応しません。）。電子メール又はFAXの件名は、「地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）に関する質問」としてください。

○ 受付期間

平成26年7月25日（金）から平成26年9月5日（金）の17時まで

○ 回答

電子メール又はFAXにより行います。

※添付ファイルの作成・保存に関する注意事項

・応募書類一式を、ダウンロードしたファイルに対応したアプリケーションで作成し、それぞれを一連の電子ファイルとして送信すること。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、当方は責任を持たない。

・電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Word2010 以下及びExcel2010 以下のバージョン形式とすること。

・使用するフォントについては、一般的に用いられないものを使用しないこと。

・添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせずに、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。特に図表等を挿入する場合は、十分注意すること。

・当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。このようなファイルは速やかに破棄・削除し、本業務の選定対象外とすることがある。

・Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows を搭載したパソコンでファイルを展開できることを確認の上、提出すること。ダウンロードした Word 又は Excel の様式を一太郎その他のソフトに変換して提出した場合及び当方の Windows マシンで展開できない状態で送付した場合は受理できないので注意すること。

○留意事項等について

1. 基本的な事項について

補助金については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

（1）交付申請

選定された補助事業者には、補助金の交付申請書を環境大臣あて提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。

（2）交付決定

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

（3）事業の開始

補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事業を開始することが可能となります。

補助事業者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定日以降となりますので注意してください。

3. 補助事業の完了について

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を環境大臣あて提出していただきます。

4. その他

上記のほか、必要事項は交付要綱及び実施要領を参照ください。

【様式 1】
平成 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
法 人 名
代 表 名

印

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業のうち温泉発電設備補助事業）に係る補助事業者応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 経費内訳
3. 法人の定款又は寄付行為
4. 法人の概要が分かる説明資料
5. 過去 2 年程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

※ 申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、補助事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する事業報告及び決算報告

（担当者欄）

所属部署名：

役 職 名：

氏 名：

T E L：

F A X：

E - m a i l：